

施工における品質確保の向上について

品質確保に向けた平成23年度の取り組み(1/2)

1. 「施工プロセスを通じた検査」導入の必要性

- ① 工事監督での現場確認が困難な状況の中、検査体制を充実し、**工事の品質確保**を図ることが必要
- ② 工期の長い工事(国債工事等)は、出来高部分払いによる**キャッシュフローの改善**が必要

「施工プロセスを通じた検査」の導入

2. 「施工プロセスを通じた検査」導入の取り組み

- ① これまでの施工プロセスを通じた検査の試行工事実績
 - 発注工事件数 : **全160件** (H18:2件、H19:7件、H20:66件、H21:25件、H22:60件)
 - 完成工事件数 : **全104件** (H23.6月末時点)
- ② 平成21年度までの試行を踏まえ、**平成22年度より制度の充実を図り本格試行**
平成22年度の取り組み
 - 試行対象工事・出来高部分払いの実施の明確化等(通達)
 - 「施工プロセス検査業務運用ガイドライン」の作成・周知
 - 受・発注者向け「制度のパンフレット」の作成・周知
- ③ 平成23年度は、以下の範囲の工事のうち**新規工事88件、継続工事56件**で実施
 - ・ 一般土木工事における**7.2億円以上**の工事全て
 - ・ 一般土木工事における**3億円以上**で**難易度Ⅲ以上**の工事
 - ・ **3億円以上**の工場製作のない**プレストレスト・コンクリート工事**

3. 「施工プロセスを通じた検査」の課題

＜H22年のガイドライン適用後に完成した12工事のアンケート調査結果＞

(調査対象者:発注者(主任監督員、検査職員、品質検査員)、受注者(現場代理人))

	効果	発注者			受注者
		主任監督員	検査職員	品質検査員	現場代理人
工事目的物の品質確保について	効果について	約7割が効果あり	約8割が効果あり	約9割が効果あり	—
	意見等	品質検査員(外部委託)が専任でないため、集中管理ができない	—	作業中の現場常駐ができず、「全般」確認が出来ていないので、品質向上が図れたとは思えない(内部職員)	品質の向上には繋がる(10人)が、現場の対応が忙しくなる(3人)
既済部分検査・完成検査の効率化について	効果について	—	約7割が効率化できたと回答	—	約7割が効率化できたと回答
	意見等	施工プロセスチェックシートのみで検査は出来ないため、施工者は通常の検査資料の整理を行っている(従来と変わらない)	成績評定の評価項目を確認するため、通常の工事検査の実施方法とあまり変わらない	—	必要と思い従来と同様の検査書類(ガイドラインに示す以外の書類)を作成した
品質検査員の確認頻度について	効果について	5割が適切と回答	5割が適切と回答	—	—
	意見等	品質検査員はもっと専任的な立場で集中した管理が必要であり人員確保が課題	職員による検査では毎日(予定通り)行けないことが生じ、工程に影響を出してしまう心配がある	・確認項目が多いため、他の監督業務に支障をきたす恐れがある(外部委託) ・専門に実施する部署が必要(内部職員)	—
その他の意見		—	—	—	品質検査員の施工プロセス検査に業務時間の多くがかかり業務負担の増となっている(多数)

＜課題と対応について＞

◎ **品質検査の体制確保並びに実施方法における負担増の課題**

- ① 既済部分検査及び完成検査時の検査書類の簡素化
- ② 施工プロセスを通じた検査の内容の効率化
- ③ 給付のための検査と技術検査の区分けの明確化

※ 今後、完了する工事に随時同様のアンケートを実施し、課題の抽出と対応を図る

1. 品質確保に向けた受発注者の責任

◎「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会(中間とりまとめ)」
(平成18年9月)

抜粋(施工管理にかかわる部分)

①発注者責任のあり方

- 発注者と受注者がそれぞれ工事等の品質確保に責任をもつ仕組みを構築・維持する責任
 - ・発注者:発注者が施工等の各段階を厳重に監視する仕組み
 - ・受注者:企業自らが品質確保に努める仕組み

②品質確保に向けた具体的な取り組み

- ・発注者:施工プロセスを通じた検査の枠組みへと転換
検査頻度の増加や抜き打ち検査の実施、中間時及び完成時における検査の充実
- ・受注者:ISO9000シリーズの活用、品質証明員制度の必要な見直しと適用の拡大

2. 近年の品質確保に向けた取り組み

◎「施工プロセスを通じた検査」の実施

- 平成19年10月 大規模工事において「施工プロセスを通じた検査」の試行を開始
- 平成21年 8月 「施工プロセスを通じた検査」における既済部分検査の簡素化
- 平成22年 3月 試行対象工事の明確化、出来高部分払いの実施の明確化等
- 平成22年 9月 運用に関するガイドライン、パンフレットの作成

3. 今後の検討項目について

○中・小規模工事も含めての品質確保に向けた仕組みへの拡大にあたり、試行(大規模工事のみ)で明らかとなった課題を踏まえて以下の項目の検討を行う。

- ① 受・発注者における品質確保の役割のあり方及びその体制についての検討
- ② 検査内容の効率化に向けた検討

4. 具体的な検討の方向、内容について

○受注者における品質確保に向けたシステムの拡充、並びにそのシステムに対応した発注者における効率的な検査方法の検討

- ① 受注者における品質確保に向けた取り組みの強化
- ② 発注者が行う検査方法の検討
- ③ 施工プロセスを通じた検査の内容(施工プロセスチェックシート)の簡素化、既済部分検査・完成検査の効率化

今後、検討する品質確保に関わる受発注者の役割

現 行

発注者による検査

主に給付の完了確認

- ・工事実施状況
- ・出来形
- ・品質

主に技術検査(評価)
(上記に加えて)

- ・施工体制
- ・出来栄え

- ・評定

検 討 案

発注者による効率的な検査

- ・工事实施状況
(効率化)

出来形、品質などについては、施工者の管理状況を確認

- ・施工体制
- ・出来栄え

- ・評定

施工者自らによる品質管理

品質確保に向けたシステムの拡充

〔 施工プロセスチェックシートと同程度の確認 〕